

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. オープンイノベーション

交通誘導警備業務において、配置管理や勤怠管理の効率化を進め、協力会社との情報共有の高度化に取り組みます。

b. グリーン化の取組

ペーパーレス化の推進や環境配慮型車両の導入検討により、環境負荷低減に努めます。

c. 働き方改革の推進

取引先に対しても、長時間労働につながる急な依頼や短納期発注を控え、適正な休憩時間の確保や安全確保に配慮した発注を行い、サプライチェーン全体での働きやすい環境整備を推進します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

当社は、受託中小企業振興法に基づく振興基準を遵守し、中小受託事業者との取引において、公正・対等な関係の構築に努めます。

また、労務費や原材料費等のコスト上昇を適切に反映した価格決定を行うとともに、支払条件の適正化（製造委託等代金の現金支払、支払期間の 60 日以内化）、知的財産・ノウハウの適切な管理、働き方改革に配慮した発注を行い、取引の適正化を推進します。

3. その他（任意記載）

当社は、直接の取引先のみならず、その先の取引先においても適正な価格転嫁が可能となるよう、労務費上昇や最低賃金改定等を十分に考慮した価格決定を行い、その考え方をサプライチェーン全体に共有してまいります。

2026年2月18日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

エース警備株式会社

企 業 名

代表取締役 安彦 敏美

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。